

○厚生労働省告示第四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年六月十八日

厚生労働大臣　根本　匠

改正後	改正前
<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾 病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、 人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以 下同じ。）を除く。）</p> <p>(1)～(193) (略)</p> <p><u>(194) ネシツムマブ（遺伝子組換え）</u></p> <p><u>(195)～(232) (略)</u></p> <p><u>(233) ベバシズマブ（遺伝子組換え） [ベバシズマブ後続1]</u></p> <p><u>(234)～(257) (略)</u></p> <p><u>(258) ラブリズマブ（遺伝子組換え）</u></p> <p><u>(259)～(270) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾 病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、 人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以 下同じ。）を除く。）</p> <p>(1)～(193) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(194)～(231) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(232)～(255) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(256)～(267) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p>